

資料6

国立大学法人評価委員会  
総会（第65回）R2.12.23

国立大学法人京都工芸繊維大学

法人番号：54

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p><b>【原文】</b> 令和元年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。</p> <p>○知的財産管理体制の不備 前理事・副学長（知的財産担当）が特許出願手続において、大学に無断で契約の締結や冒認出願等をはじめとした不正行為を行ったことが確認され、その多くが知的財産の責任者である理事・副学長の立場を利用し、自身の立ち上げたベンチャー企業へ利益還元できるように任務違背行為を行ったものとして、懲戒解雇となった事案が認められた。役員である管理者自身によって不正行為を行ったことは、ガバナンスや管理体制、コンプライアンスの徹底に問題があったと認められ、知的財産管理体制の強化や職員への教育研修等、再発防止に向けた組織的な取組を実施することが強く求められる。</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b> のとおり修正いただくようお願いいたします。</p> <p><b>【修正文案】</b> 令和元年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。</p> <p>○知的財産管理体制の不備 前理事・副学長（知的財産担当）が特許出願手続において、大学に無断で契約の締結や冒認出願等をはじめとした不正行為を</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>「令和元年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。</p> <p>○知的財産管理体制の不備 前理事・副学長（知的財産担当）が特許出願手続において、大学に無断で契約の締結や冒認出願等をはじめとした不正行為を行ったことが確認され、その多くが知的財産の責任者である理事・副学長の立場を利用し、自身の立ち上げたベンチャー企業へ利益還元できるように任務違背行為を行ったものとして、懲戒解雇となった事案が認められた。役員である管理者自身によって不正行為を行ったことは、ガバナンスや管理体制、コンプライアンスの徹底に問題があったと認められ、知的財産管理体制の強化や職員への教育研修等、再発防止に向けた組織的な取組を更に実施することが強く求められる。」</p> <p><b>【理由】</b> 再発防止に向けた組織的な取組が既に実施されていることを踏まえ、記述を修正するもの。</p>

行ったことが確認され、その多くが知的財産の責任者である理事・副学長の立場を利用し、自身の立ち上げたベンチャー企業へ利益還元できるように任務違背行為を行ったものとして、懲戒解雇となった事案が認められた。役員である管理者自身によって不正行為を行ったことは、ガバナンスや管理体制、コンプライアンスの徹底に問題があったと認められ、知的財産管理体制の強化や職員への教育研修等、再発防止に向けた組織的な取組が実施されているが、引き続き徹底した組織的な取組を実施することが強く求められる。

**【理由】**

本学では、以下のとおり令和元年度までに再発防止に向けた組織的な取組を実施しています（業務実績報告書p. 47に記載）。

[令和元年度までに実施した取組]

- 平成30年10月に知的財産管理における権限を分散させ、互いに牽制可能な体制とした。
- 利益相反マネジメントシステムの実質化に取り組んだ。
- 令和元年9月に懲戒事案に関する説明会を開催した。
- 例年4月に実施している全教職員研修に加え、本事案を受けて、令和元年12月にも全教職員を対象とするコンプライアンス研修及び会計手続きに関する説明会を実施した。

令和元年度までの取組に引き続き、令和2年度においても更なる体制強化や規則改正等に取り組んでいるところです（報告書p. 47の①～④）。

原文では令和元年度までの取組が実施されていないような誤解を与えうるため、修正文案のとおり修正いただくようお願いいたします。